

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域産業の発展及び地域の振興を図るため、公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下「センター」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、事業開始日までとし、その提出部数は1部とする。

3 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 前条第1項の規定に基づく交付の申請は、佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年佐賀県条例第28号）第3条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織で使用する電子計算機は、補助金申請システム（J グランツ）を指定する。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 別表に掲げる区分間の経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。

ただし、別表の区分の欄に掲げる、設備資金貸付事業と設備資金貸付事業以外の経費の相互間における流用をしてはならない。

(3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するように努めること。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業

完了後5年間保管すること。

- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は毎年度3月31日（補助金が全額概算払で支払われた場合は、翌年度の4月10日）までのいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。ただし、前条第1項第4号に規定する廃止の承認を受けたときは、承認を受けた日から15日以内とする。
- 3 前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は概算払で交付できるものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業完了後の消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理及び処分)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第6号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第6条に定める報告書に様式第6号による取得財産等明細表を添付しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）を経過する以前に財産を処分しようとするときは、規則第22条の規定に基づき、様式第7号により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産の1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が10万円未満のものはこの限りでない。
- 5 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

別表

補助対象経費及び補助率

区 分		補 助 対 象 経 費	補助率
人件費	役員人件費	地域産業支援業務を統括するセンターの役員の報酬、諸手当、社会保険料	10/10 以内
	職員人件費	地域産業支援業務に従事する職員のうち、知事が特に必要と認める職員の設置に要する職員給、諸手当、福利環境整備費、報酬、社会保険料	
	出向職員負担金	地域産業支援業務に従事する職員のうち、知事が特に必要と認める職員で、他団体からの出向職員の派遣元に支払う人件費相当分の負担金	
事務費	経営相談事業	経営相談事業の実施に要する事務費のうち、知事が特に必要と認める経費	
	研究開発推進事業	研究開発推進事業の実施に要する事務費のうち、知事が特に必要と認める経費	
	設備資金貸付事業	設備資金貸付事業のうち、知事が特に必要と認める経費	
	その他地域産業支援事業	その他地域産業支援業務の実施に要する事務費のうち、知事が特に必要と認める経費	

様式第1号

番
令和 年 月 日 号

佐賀県知事 様

申請者住所
氏 名 印

令和 年度公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的
2. 事業計画の概要
3. 経費の配分（別紙1）
4. 事業の効果
5. 収支予算書（別紙2）

経 費 の 配 分

(単位：円)

区 分		事業費	県費補助金	県費補助金以外の財源		備考
				自主財源	その他	
人件費	役員人件費					
	職員人件費					
	出向職員負担金					
人件費計 (A)						
事務費	経営相談事業					
	研究開発推進事業					
	設備資金貸付事業					
	その他 地域産業支援事業					
事務費計 (B)						
合 計 (A+B)						

(注)

1. 人件費については、対象職員ごとの経費及び組織・職員体制図を添付すること。
2. 事務費については、区分ごとに費目及びそれに対応する経費を明らかにした書類を添付すること。

別紙2

収 支 予 算 書

1. 収入の部

(単位：千円)

区 分	予 算 額	備 考
計		

2. 支出の部

(単位：千円)

区 分	予 算 額	備 考
計		

様式第2号

番
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏 名 印

令和 年度公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった令和 年度公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

- (注) 1. 金額の変更のない場合、〔 〕の分は省略すること。
2. 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるように記載すること。

様式第3号

番
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏 名 印

令和 年度公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった令和 年度公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金について、下記のとおり事業を完了したので、佐賀県補助金等交付規則及び公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業の目的
2. 経費の配分（別紙1）
3. 事業実績の概要
4. 事業の効果
(注) できるだけ客観的指標に基づいて記載し、特に補助申請当初に意図していた事業効果が発現されているか、期待できるかという観点から記述すること。
5. 収支決算書（別紙2）

経 費 の 配 分

(単位：円)

区 分		事業費	県費補助金	県費補助金以外の財源		備考
				自主財源	その他	
人件費	役員人件費					
	職員人件費					
	出向職員負担金					
人件費計 (A)						
事務費	経営相談事業					
	研究開発推進事業					
	設備資金貸付事業					
	その他 地域産業支援事業					
事務費計 (B)						
合 計 (A+B)						

(注)

1. 人件費については、対象職員ごとの経費及び組織・職員体制図を添付すること。
2. 事務費については、区分ごとに費目及びそれに対応する経費を明らかにした書類を添付すること。

別紙2

収 支 決 算 書

1. 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
計		

2. 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
計		

様式第4号

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏 名 印

令和 年度公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）の通知があった令和 年度公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金のうち、下記金額を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

内訳	交付決定額	金	円
	交付済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残 額	金	円

(注) 概算払の場合には [] 書による。

様式第5号

番
令和 年 月 日 号

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名 印

令和 年度公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金
に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和 年度公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金について、仕入控除税額が確定したので、公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）1．別紙として積算の内訳を添付すること。

2．課税事業者の場合であっても、単純に補助金の5%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではない。

様式第6号（様式第9条関係）

取得財産等管理台帳（ 年度）

取得財産等明細表

（単価：千円）

財産名	区分	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考

（注）

1. 本様式は、取得財産等管理台帳、取得財産等明細表両表とし、いずれかを表示のこと。
2. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の財産とする。
3. 財産名の区分は、（イ）事務用備品、（ロ）事業用備品、（ハ）書籍、資料、（ニ）無体財産権（工業所有権等）、（ホ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
4. 数量は、同一規格であれば一括して掲載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区別して記載のこと。
5. 取得年月日は検収年月日を記載すること。

様式第7号（第9条関係）

番
令和 年 月 日 号

佐賀県知事 様

補助事業者住所
氏名 印

令和 年度公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金
に係る財産処分承認申請書

令和 年度公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金に係る補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金交付要綱第9条第4項の規定により、承認を申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由